

枚方市空家等対策計画の基本的事項について（案）

1. 計画で定める事項

(1) 計画の方向性

項目	計画案
① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・空家・空き地を発生させない取り組みの推進 ・空家・空き地の活用 ・空家・空き地に対する効果的な対策の実施 ・市民にわかりやすい対応窓口の整備と推進体制の確立
② 基本目標	安全で安心して暮らすことができる快適で良好な生活環境が確保されたまち
③ 基本方針	基本方針①・・・空家・空き地の発生の未然防止と所有者等による管理の促進 基本方針②・・・空家・空き地の活用 基本方針③・・・管理不良な空家・空き地の解消の促進 基本方針④・・・市民等からの相談体制の整備

(2) 計画の基本的事項

項目	計画案	備考（考え方等）
① 目的	空家・空き地の適正管理の促進や活用を図ることにより、市民が安全かつ安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活力を高め、魅力あるまちづくりを推進することを目的とします。	管理不良な空家・空き地への対策と利活用施策を含めた計画とする。（空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づく計画とする。）
② 計画期間	5年間（H29年度からH33年度まで） ※必要に応じて適宜見直し	空家・空き地への対策は、中長期的に取り組むべきものである一方、社会状況等の変化に速やかに対応し、対策を講じていく必要があることから、計画期間を5年間とする。
③ 計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・法に規定する空家等 ・条例に規定する空き地及び空き長屋 ・その他住宅や店舗等の建築物 	条例に規定する空き地や空き長屋についても計画の対象とする。
④ 計画の対象区域	市域全域	空家・空き地に関する通報・相談は市域全域から寄せられていることから市域全域を計画の対象区域とする。
⑤ 計画の位置づけ	「第5次総合計画」の方向性に従い、分野別行政計画として位置づけ	

(3) 計画の進行管理

項目	計画案
① 計画の推進体制	<p>○枚方市空家対策検討委員会○ 庁内委員会である「枚方市空家対策検討委員会」で、空家・空き地に関する施策について、総合的な調整を行い、空家等対策計画を推進する。</p> <p>○枚方市空家等対策協議会○ 市長・有識者・不動産関係者・福祉関係者・関係行政機関の職員などの委員で構成している「空家等対策協議会」では、特定空家等及び特定空き地等に該当するか否かの判断、措置の方針など個別案件への対応に関すること、空家等対策計画の推進に関すること等について協議を行う。</p>
② 進行管理の手法	計画の進行管理については、施策・事業の進捗状況等について、「枚方市空家等対策協議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、ホームページ等で公表する。

2. 計画の構成

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">背景・目的</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">第1章 計画の基本的事項</th> <th style="background-color: #cccccc;">法による「計画に定める事項」該当箇所</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○計画作成の背景 ○計画の目的 ○計画期間 ○計画の対象 ○計画の区域 ○計画の位置づけ </td> <td> <p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「計画期間」</p> </td> </tr> </table>	第1章 計画の基本的事項	法による「計画に定める事項」該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○計画作成の背景 ○計画の目的 ○計画期間 ○計画の対象 ○計画の区域 ○計画の位置づけ 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「計画期間」</p>
第1章 計画の基本的事項	法による「計画に定める事項」該当箇所				
<ul style="list-style-type: none"> ○計画作成の背景 ○計画の目的 ○計画期間 ○計画の対象 ○計画の区域 ○計画の位置づけ 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「計画期間」</p>				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現状と課題</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">第2章 現状と課題</th> <th style="background-color: #cccccc;">法による「計画に定める事項」該当箇所</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○人口と世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・人口と世帯の推移 ・人口の将来推計 ○住宅総数と空き家数 (平成 25 年度住宅・土地統計調査より) ○空き家・空き地に関する相談等の状況 ○空家等の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的と概要 ・調査期間 ・調査区域と調査対象 ・調査方法 ・調査の結果 (空家数、空家率、市域分布、 建築物用途別に見た空家数など) ○空き家・空き地の課題 </td> <td> <p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「空家等の実態調査」</p> </td> </tr> </table>	第2章 現状と課題	法による「計画に定める事項」該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○人口と世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・人口と世帯の推移 ・人口の将来推計 ○住宅総数と空き家数 (平成 25 年度住宅・土地統計調査より) ○空き家・空き地に関する相談等の状況 ○空家等の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的と概要 ・調査期間 ・調査区域と調査対象 ・調査方法 ・調査の結果 (空家数、空家率、市域分布、 建築物用途別に見た空家数など) ○空き家・空き地の課題 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「空家等の実態調査」</p>
第2章 現状と課題	法による「計画に定める事項」該当箇所				
<ul style="list-style-type: none"> ○人口と世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・人口と世帯の推移 ・人口の将来推計 ○住宅総数と空き家数 (平成 25 年度住宅・土地統計調査より) ○空き家・空き地に関する相談等の状況 ○空家等の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的と概要 ・調査期間 ・調査区域と調査対象 ・調査方法 ・調査の結果 (空家数、空家率、市域分布、 建築物用途別に見た空家数など) ○空き家・空き地の課題 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> <p>「空家等の実態調査」</p>				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">目標と方針</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">第3章 基本目標と基本方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">法による「計画に定める事項」該当箇所</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○基本目標 ○基本方針 ○主体別の役割 </td> <td> <p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p> </td> </tr> </table>	第3章 基本目標と基本方針	法による「計画に定める事項」該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○基本目標 ○基本方針 ○主体別の役割 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p>
第3章 基本目標と基本方針	法による「計画に定める事項」該当箇所				
<ul style="list-style-type: none"> ○基本目標 ○基本方針 ○主体別の役割 	<p>「空家等対策の対象地区、種類 その他基本的な方針」の一部</p>				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">具体的な施策</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">第4章 空き家・空き地に関する施策</th> <th style="background-color: #cccccc;">法による「計画に定める事項」該当箇所</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の発生の未然防止と 所有者等による管理の促進 ○空き家・空き地の活用 ○管理不良な空き家・空き地の解消の促進 ○市民等からの相談体制の整備 </td> <td> <p>「所有者による適切な管理の 促進」</p> <p>「空家等及び跡地の活用」</p> <p>「特定空家等への措置等」</p> <p>「住民等からの相談の対応」</p> </td> </tr> </table>	第4章 空き家・空き地に関する施策	法による「計画に定める事項」該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の発生の未然防止と 所有者等による管理の促進 ○空き家・空き地の活用 ○管理不良な空き家・空き地の解消の促進 ○市民等からの相談体制の整備 	<p>「所有者による適切な管理の 促進」</p> <p>「空家等及び跡地の活用」</p> <p>「特定空家等への措置等」</p> <p>「住民等からの相談の対応」</p>
第4章 空き家・空き地に関する施策	法による「計画に定める事項」該当箇所				
<ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の発生の未然防止と 所有者等による管理の促進 ○空き家・空き地の活用 ○管理不良な空き家・空き地の解消の促進 ○市民等からの相談体制の整備 	<p>「所有者による適切な管理の 促進」</p> <p>「空家等及び跡地の活用」</p> <p>「特定空家等への措置等」</p> <p>「住民等からの相談の対応」</p>				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">推進</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">第5章 計画の推進</th> <th style="background-color: #cccccc;">法による「計画に定める事項」該当箇所</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の推進体制 ○計画の進行管理 </td> <td> <p>「実施体制に関する事項」</p> <p>「その他の事項」</p> </td> </tr> </table>	第5章 計画の推進	法による「計画に定める事項」該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の推進体制 ○計画の進行管理 	<p>「実施体制に関する事項」</p> <p>「その他の事項」</p>
第5章 計画の推進	法による「計画に定める事項」該当箇所				
<ul style="list-style-type: none"> ○計画の推進体制 ○計画の進行管理 	<p>「実施体制に関する事項」</p> <p>「その他の事項」</p>				